

上越市高齢者安全運転支援装置設置補助金 Q & A

Q 1 交付申請・設置報告の際に、添付資料は何が必要か。

A 必要な添付資料は以下のとおりです。

①交付申請書

- ・補助対象者の運転免許証の写し
- ・安全運転支援装置を設置する自動車の自動車検査証の写し
※添付誤りが多いため注意してください。

(電子車検証をお持ちの方で、申請者の氏名と、自動車検査証の「所有者」又は「使用者」の氏名が異なる場合は、「自動車検査証記録事項」の写しの添付が必要です。)

- ・補助対象経費に係る見積書の写し
- ・安全運転支援装置の機能を確認することができる書類の写し
(カタログの写し、取扱説明書の写し など)

②設置報告届

- ・補助対象経費に係る領収書の写し
- ・安全運転支援装置の設置前及び設置後の状況が分かる写真

Q 2 電子車検証の場合「自動車検査証記録事項」の写しのみの添付では申請できないのか。

A 自動車検査証の写しの添付を必須としているため、自動車検査証記録事項の写しのみでは申請できません。忘れずに添付をお願いします。

Q 3 交付申請前に装置を購入・設置しても補助申請は可能か。

A 交付申請前に購入・設置したものは補助対象になりません。申請手続きを行い、市からの交付決定通知書を受け取った後に購入・設置してください。

Q 4 ドライブレコーダーと急発進抑制装置を両方設置したい場合、両方補助対象となるか。

A 補助対象になるのはどちらか一方だけです。

Q 5 すでに補助金を利用したことがあるが、車を買替えた場合や、他に所有している車に設置したい場合、再度補助申請は可能か。

A お1人1回限りの申請となりますので、再度申請することはできません。

Q 6 補助対象になるドライブレコーダー・急発進抑制装置はどれか知りたい。

A 市ホームページに主な補助対象機種を掲載しています。掲載がない機種でも、カタログ等で対象機種であることが確認できれば対象となります。

Q 7 車の購入とあわせて装置を設置する場合、補助申請は可能か。

A 交付申請には自動車検査証の写しが必要なため、装置の取付け前に自動車販売店から自動車検査証を発行してもらう必要があります。また、車の購入の見積もりと別に、装置取り付けの見積もりが必要となります。自動車販売店に相談してください。

Q 8 妻が乗っている車に装置を取り付けたいが、名義は夫になっている。その場合、補助申請は可能か。

A 自動車検査証の所有者又は使用者の住所と、申請したい人の免許証の住所が一致していれば、申請できます。なお、電子車検証の場合は「自動車検査証の写し」と「自動車検査証記録事項の写し」をセットで添付してください。

Q 9 既にドライブレコーダーを取り付けているが、補助対象のものに買い替える場合、補助申請は可能か。

A 申請できます。
なお、お1人1回限りの申請となりますので、ご注意ください。

Q10 既に車の機能として車線逸脱警告などが備わっている車に、補助対象の装置を設置する場合、補助申請は可能か。

A 申請できます。
※ 上記の車に安全運転支援機能のないドライブレコーダーを設置する場合は、補助申請できません。ドライブレコーダーは、交通事故の状況やあり運転行為の証拠保全に有効ですが、交通事故の防止に直接的な効果が見込めないことから、本補助金では、安全運転支援機能が付いたドライブレコーダーを補助対象としています。

Q12 交付申請書などの書式はどこで手に入るか。

A 市ホームページからダウンロードできるほか、市民安全課、各総合事務所、南・北出張所の窓口でお渡ししています。
ただし、南・北出張所では申請書等の提出はできません。

Q13 交付申請書・設置報告届はどこに提出したらよいか。
A 市民安全課のほか、各総合事務所で受け付けています（南・北出張所では受け付けていません）。また、郵送での提出も可能です。
Q14 交付申請書・設置報告届に押印・署名は必要か。
A 押印・署名は不要です。
Q15 申請者以外の方が交付申請書・設置報告届を提出しに行きたいが、よいか。
A 受付可能です。
Q16 交付決定後に金額が増えて（減って）しまった場合、どのような手続きをすればよいか。
A 基本的に、交付申請した内容に変更が生じる場合は、変更申請の手続きが必要になります。 ただし、補助対象額の増減が1割に満たない場合は、手続きが不要となる場合があります（※補助金の額や設置する装置の変更が伴う場合は手続きが必要）。変更になりそうな場合は、速やかに市民安全課まで問い合わせてください。
Q17 交付申請から交付決定までどのくらいかかるか。
A 申請の混雑状況によりますが、通常は概ね2週間で交付決定通知書を発送する予定です。なお、連休を挟む場合は、さらにお時間をいただく場合があります。
Q18 クレジットカードで支払いをしたため領収書が発行されなかったが、どうすればよいか。
A クレジットカード払いでは、代金はクレジットカード会社を通して後払いになるため、店舗では領収書を発行できません。クレジット売上票と納品請求書などの詳細が分かる資料の写しのセット、または利用明細書の写しを提出してください。
Q19 補助金の振込みを夫の名義の口座に振り込んで欲しいが、可能か。
A 可能ですが、申請者とは別の方の名義の口座に振り込む場合、口座振込用委任状をあわせて提出していただく必要があります。

Q20 請求書提出から補助金の振込みまでどのくらいかかるか。

A 内容に不備がなければ、請求書受理から1か月以内に指定の口座に振り込みます。なお、振込みは毎週金曜日になります。